

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ふたば会（以下「当会」という）の役員に対して支給する報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で役員とは、当会の理事・評議員及び監事をいう

(報酬の額)

第3条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 非常勤役員（理事長）に対する報酬は、理事会の承認を経て支給する。

3 金額としては、月1ヶ月10万円とする。

(その他)

第4条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この規定の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。